

首都高速道路の大規模更新・修繕及び機能強化に関する  
技術検討委員会  
設立趣旨

首都高速道路(株)では、「首都高速道路構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会」(委員長 涌井史郎)において、2013年1月 大規模更新・修繕の基本的な考え方、それらの実施の必要性および課題が提言された。

2014年6月に、道路法が改正され、計画的に大規模更新・修繕事業を実施するため、料金徴収年限が延長され、これを受け、首都高においては、大規模更新5箇所と大規模修繕55kmに着手し、累積未補修損傷数をピーク時の約5割まで減少させるなど、一定の成果を上げてきたところである。

一方、首都高では、開通から50年以上を経過した路線の占める割合が、2014年の4%から、2020年では約5倍の22%に増加しており、20年後の2040年には約16倍の65%に達する見込みである。

また、補修を繰り返しても構造物の性能が十分に回復しない事例や構造物の狭隘部など点検困難箇所における損傷が明らかになるなど、新たな課題が発生している。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う交通量減少下においても、東名高速や中央道と繋がる3号線、4号線など交通集中する箇所において、渋滞が解消されないなど、現在の首都高ネットワークにおける限界も明らかになった。

このような首都高をはじめとした高速道路を取り巻く状況を踏まえ、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会(部会長 朝倉康夫)において、2021年8月中間答申が取り纏められ、高速道路の機能を将来にわたり維持、継続するためには、大規模更新・修繕事業の拡充が不可欠であること、特に首都圏などにおいては、迂回路がない路線・区間においては、大規模更新・修繕事業を実施する際の支障となりかねないとの課題等が提言された。

本委員会は、これらの首都高構造物の現状や新たに得られた知見等を踏まえながら、首都高ネットワークを将来にわたって安全に機能させていくため、大規模更新・修繕事業及び機能強化について、具体的に実施すべき取り組みを検討するため設立するものである。